

第八十五回  
參議院決算委員會會議錄第一號

考えます。現にこのナルコレブシについても、は推定で何千人いるとかという問題についても、当の厚生省自身も把握をされていないのではないかというふうに思います。ヨーロッパの例から見てみまして、日本でも推定三万人前後いるのではないかかといふうに考えられるわけですが、まあ患者の量的な問題はともかくとしまして、ナルコレブシの問題についてはある意味で言えば医療の谷間になつてゐるといふうに感ずるわけです。

さて、このナルコレブシ——居眠り病につきましては、厚生省で難病に指定をするのか、あるいは精神科に該当するのか、なかなか学説も非常にむずかしいと思うのです。率直に申し上げて、これがどちらの科に属するかによつてもいろいろな対策、対応が変わってくるといふうに思うわけですが、まず最初に、このナルコレブシといふのは難病のグループに入るのでしょうか、それとも精神関係のグループに入ったものなんでしょうか、その点からひとつお伺いします。

○政府委員(田中明夫君) ただいま御質問の点につきまして、現在厚生省といたしましては、ナルコレブシの医療を通院医療費の公費負担といふような精神衛生対策の中で行つておるわけでござります。

○鴨山篤君 過去の厚生省の対応としては、難病ともかく、精神衛生科ともつかず、やや取り扱いに苦慮されていたようなんですが、これはいづれ論争になるとは思ひますけれども、私どもが関係者から聞いています限りでは、難病という立場で国がその対策、措置を十分に考えるべきだといふ強い意見があるわけです。これは單に患者のみならず、関係の医師からもそういう強い発言があります。この点はいすれ大いに議論をされなければならない問題だといふうに思います。

さてそこで、このナルコレブシといふのは、

学会なんかの研究資料あるいはアメリカにじるイギリス、スウェーデンなんかの資料を見ましても、かなり若い時代に発病するということが一般

的な通説となつてゐるわけですね。日本の場合でも十歳代に集中しているといふうに言われております。ですから、学校で申し上げますと、中学生から高校の初期が一番発病が多い、しかし、患者としては十歳代から六十何歳ぐらいまであると、非常に広範囲のもののように資料の上では明らかになつています。

ただ、これも学校医に若干伺つたわけですが、どうも、あの子供はよく居眠りをしているといふことはわかりますけれども、おまえもっと緊張しろといふうな一言で片づけられているわけです。

ね。ですからわからんんです。潜伏期間も長いわけですから、さて学校を卒業して社会に出る、その社会に出て車の運転をする、あるいはバイクやトラックの運転手になる、國鉄の電車の運転士になる、あるいは会社でオートマーション化された機器の取り扱いを担当するということになります。

初めてこのナルコレブシ患者——患者といいますか、症状というものが社会になじまない、社会の機能に対応できないというこでびっくりしまして専門医の門をたたいて、初めて慢性的なナルコレブシ——いうものだということを指摘をされ愕然とするという状況に現実にはあるわけです。国会議員の中にもしばしばそういう人も見受けられるんですね。国会議員の中にもしばしばそういう人が見受けられるんですねけれども、まあそのことは別にしまして、そういう意味でいきますと、結核でも

何でもそなんですけども、早期発見、早期治療というのが何としても重要だし、また予防対策というのが医療のスタートだといふうに思つて、ひとつはつきりしてもらいたいと思います。

○説明員(島田治君) まず、学校における健康診断のことから申し上げたいと存じますが、小中高を通じまして、学校では就学時のはかに、毎学年年度初めに健康診断を行つておるわけございま

す。これはもちろん身長、体重というだけの問題ではないかといふうな決めつけ方をするのもまた問題もあるうかと思うわけでございますけれども、先生の御指摘の御趣旨を十分踏まえまして、

学校におけるナルコレブシの子供についての健

康診断の際等、その他の指導についての啓発の仕事といいますか、念頭にどう先生方に持つていてもらうか、学校医の先生方の集まりあたりにもよく御相談申し上げて、よく勉強させていただきたいと、こう思つておるわけでございます。

○鴨山篤君 いま文部省言われますように、いまのところ問題点は発生していないということなんですが、結局、失礼な言い方かもしれないけれども、学校の先生あるいは学校医というものが、いま授業中に居眠りをしているということについて

のどこというふうに地域によつていろいろなことに病気が発見される、あるいは罹患者が比較的多数発生をするといふうなところでは、学校当局もあるいは保健医自身も、そういうことを十分に念頭に入れながら方針的に集中的にそれに対応して

いるわけですね。そういう意味でいきますと、こ

のナルコレブシといふ問題については、小学

校、中学校、高校段階における早期発見、予防と

いうものが非常に大切だと思うんです。これは後

ほど申し上げますけれども、ナルコレブシと

いうことが御本人にはわからず交通事故を起こした例が再三あるわけですね。職業運転手の中にもあるわけです。車社会の中を考えますと、ど

うしてもこれは早期発見という立場で、学校当局あるいは学校医の協力といふものがなければ発見というの是非常にむずかしい、あるいは対策が後手に回るということが明らかになつてゐるわけで

あります。

その診断で見つかりました問題につきましては、

は、事後措置といったしまして、予防措置を学校医の先生にお願いして講じたり、あるいは治療の指示、指導というようなことで進めておるわけで

ございます。

先生御指摘のナルコレブシにつきましては、

実は今までのところ、私どもの聞く限りではの

話でございますが、学校現場からこの問題でもつ

て事故が起つたというようなあなたの報告ある

いは問題提供というようなあなたの私どもも受けたわざでございますが、先生御指摘のとおり、この病気につきましては、普通人の居眠りと、あるいはテレビを見過ぎたりなんかした場合の問題となかなか見分けがつきにくいという点もござります。それから、原因もいろいろ説があるようでございます。そういう病気でござります

が、学校の授業中によく居眠りをする子供といふには、もちろん教育的観点からの生活指導その他の問題もあるわけでございます。私どもとして、学校現場でやにわにこの子供がそういう病気じゃないかといふような決めつけ方をするのもまた問題もあるうかと思うわけでございますけれども、先生の御指摘の御趣旨を十分踏まえまして、

学校におけるナルコレブシの子供についての健

康診断の際等、その他の指導についての啓発の仕事といいますか、念頭にどう先生方に持つていてもらうか、学校医の先生方の集まりあたりにもよく御相談申し上げて、よく勉強させていただきたいと、こう思つておるわけでございます。

○鴨山篤君 いま文部省言われますように、いま

のところ問題点は発生していないということなんですが、結局、失礼な言い方かもしれないけれども、学校の先生あるいは学校医というものが、いま授業中に居眠りをしているということについて

度からは全年年実施しようというようなことにもしておるわけでございます。尿検とかあるいは心臓の関係、あるいは肥満児の問題等々、病気の実態に応じた対策を、健康診断のあり方をやつておるわけでございます。

その診断で見つかりました問題につきましては、事後措置といったしまして、予防措置を学校医の先生にお願いして講じたり、あるいは治療の指示、指導というようなことで進めておるわけでございます。

先生御指摘のナルコレブシにつきましては、

実は今までのところ、私どもの聞く限りではの

話でございますが、学校現場からこの問題でもつ

て事故が起つたというようなあなたの報告ある

いは問題提供というようなあなたの私どもも受けたわざでございますが、先生御指摘のとおり、この病気につきましては、普通人の居眠りと、あるいはテレビを見過ぎたりなんかした場合の問題となかなか見分けがつきにくいという点もござります。それから、原因もいろいろ説があるようでございます。そういう病気でござります

が、学校の授業中によく居眠りをする子供といふには、もちろん教育的観点からの生活指導その他の問題もあるわけでございます。私どもとして、学校現場でやにわにこの子供がそういう病気じゃないかといふような決めつけ方をするのもまた問題もあるうかと思うわけでございますけれども、先生の御指摘の御趣旨を十分踏まえまして、

学校におけるナルコレブシの子供についての健

康診断の際等、その他の指導についての啓発の仕事といいますか、念頭にどう先生方に持つていてもらうか、学校医の先生方の集まりあたりにもよく御相談申し上げて、よく勉強させていただきたいと、こう思つておるわけでございます。

○鴨山篤君 いま文部省言われますように、いま

もつとしっかりしろという、そういう激励はやりますけれども、根本的な追及というもののはやつてないわけですね。ですから、その結果どうしても学力が落ちるということははつきりしている、子供が劣等感を持つている。ですから、非常に学力でアンバランスが生じる、こういう結果が現実に、たくさん例があるわけじゃありませんけれども、あるんですね。あるいは、これまで言い過ぎかもしれないけれども、要員の問題やあるいは診療の時間などの関係で、学校医が、お医者さんがそのとこまで十分な知識を持つていらないんじゃないか。これは具体的な例があるんです。てんかんという診断を受けて、てんかんの処置をされた。ところが、別に専門医に診てもらったところナルコレプシーである、こういうことが二、三例があるわけですね。

したがって、私に文部省あるいは厚生省に十分に協議をされ、これから社会をついくぞうといった中学、高校生の予防の問題についてもともうと明確な指導方針を出すべきじゃないかといふように考えます。非常にこれは専門的であるし、なかなかむずかしい問題ですから、私は直ちにきょうの答えをもらおうとは思いませんけれども、十分その点はいま申し上げたことを踏まえて研究をしてみてもらいたいと思うんです。いずれ、社労委員会などの場面でその後の対応について改めてお伺いをすることがあると思いますけれども、きょうのところは問題点の指摘というところで終わつておきたいというふうに思います。

さて、このナルコレプシーにつきましては、手術をして治すというふうなことはしませんけれども、きょうのところは問題点の指摘というところ例がほとんどない、もっぱら医者と薬で、おんぶでだっこで一生経過をするという意味では、この薬の評価、薬の安定的な供給あるいは価格の問題というものは、患者自身にとりましてもあるいは医者当人にとりましても非常に重要な問題だと思ふんですね。この薬につきましては、刺激剤と調整剤と二通り世に出ているわけでありますけれども、この中でベタニンという精神刺激剤につきましても

ましては製造中止になつてゐるわけですね。しかし、このナルコレプシーといふのは個人個人によってかなり症状が違います。だから、たとえリタリンだけを投薬して、それで患者に与えて能を果たせる人もあるだらうし、あるいは調整剤を調整をして、二種合わせてそれで患者に与えているというものもありまして、非常に複雑だと思ふんですね。一番このベタナミンというものが、相当の患者数から、製造中止になつたことについて厳しい注文があるわけです。この製造中止になつたベタナミンにつきまして、これからどういふふうになられるのか。言いがえてみれば、私は公式にベタナミンというのが薬事審議会の審議を得て、でけるだけ早く世間一般の公式な薬として患者に渡される、それも安定的に供給をしてほしいというふうに考へるわけです。また、その他薬についてもそうでありますか、わりあいにコストの高い薬だとそれを聞いているわけです。そのために製薬会社の方としては、経営上の立場から言えば、コストの高いものについて、売れ行きの悪いと言つちや語弊がありますけれども、そういうものについてつくりたくない、こういう気持ちもわからぬわけじゃないですけれども、いま薬の問題については内外で非常に大きく議論をされているところです。とりあえずこのベタナミンの問題について、厚生省としてはどんなふうにお考えですか。

ました医薬品でございまして、御承知のようだ、医薬品につきましては、四十二年以前に製造承認をされました医薬品について系統的に再評価の作業を進行されてまいったところでございます。で、この薬効再評価を受けない、対象品目として指定されながら受けないと、場合には、いわば扱いとしては、今後その製造承認を辞退をする、あるいは製造中止をするという込みの話となるわけでございまして、このベタナミンにつきましては、三和化学株式会社が今後製造する意思がないということを一たん表明をしたという経緯がございます。しかしながら、本来のこの適応症としてのうつ病等以外に、ナルコレプシーのための有効な医薬品としての御希望が、専門の治療に当たつておられる病院あるいはその医学関係者の方から御希望がございまして、厚生省といたしましては、このナルコレプシーのための有効な薬という薬効を追加をいたしまして、今後このベタナミンの製造をさらに続け、安定的な供給が行われるよう、三和化学に対し指導するということにいたしております。

現在時点におきましては、なおこのベタナミンにつきましては現物があるわけでございまして、必要に応じてこの薬は現状といたしましては供給をされているという状況でございます。将来の問題といたしましては、先生の御指摘のとおりに、正規にナルコレプシーを適応症として製造販売が行われるよう、三和化学を指導してまいりたいと、かように考えております。

なおつけ加えますと、このナルコレプシーの薬は、一般的に覚せい剤系の薬効を持ったものでございまして、その覚せい剤と似たような乱用の危険も多少なきにしもあらずといふ点がござります。そのため、いわばナルコレプシーの治療体制の確立ということの前提といたしまして、その薬が適正に、何と申しますか、販売され施用されるという体制が望ましいわけでございまして、メーカー側のこの種の薬に対するいわば消極的な態度の裏には、そのような乱用の危険ということ

○政府委員(中野徹雄君) そのとおりでございま  
す。

○鶴山篤君 さて私が冒頭に、精神衛生科の問題であるのかあるいは難病であるのかという問題をちょっとと指摘をしたわけですが、御案内のとおり、このナルコレプシーについて、専門的にチームを組み、あるいは患者に対して生活指導を含めて対応しているのは東大病院だといふうに私も見るのは見るわけです。言つてみれば日本でたつた一つの医療機関、医療場所だというふうに言つても過言ではないと思うんですね。

私は先ほど指摘をしましたが、これは病院の名前は申し上げませんけれども、ある病院でこの患者を診断をした結果、てんかんであると、こういう診断を受けた。しかし、本人はどうしても納得がいかないということで、東大病院の診断を受けたわけです。その結果、これは明らかに、脳波試験その他から見てもあるいは症状から見てもナルコレプシーだというふうに指摘をした。しかし、わざわざ汽車賃を四千円も五千円も出して東京に毎月来るわけにいかない。そこで東大病院の診断の結果あるいはこれから投薬の薬などについて添え書きをしてその病院に帰したわけですが、出先の医者は私の診断に間違いないと、てんかんと言つて取り合わないわけですね。それでだれが一番被害を受けるかというと、当の患者自身、あるいはその家族、あるいは時には企業になるわけです。

そういう立場でいきますと、専門医が全国に数多くあるということが望ましいわけですから、番被

も、なかなかこれがそういう状況にないわけですね。で、御案内とのおり、理屈の上から言えればクリンにしろあるいはベタナミンにしろ、カロファンにしてみても、その症状に合った薬をもらう。理屈の上では二週間分しかくられない。そして、その患者自身の立場になつてみますと、秋田から来るとか、あるいは熊本から来るといって、再三来るというわけにいかないと思うんですね。これは経済的な理由、その他の理由を含めて大変患者自身としては大きな負担、犠牲を負うわけですね。それと同時に、先ほども指摘をしましたように、もっぱら薬が非常に大切であります。手術をして治すというところまで研究が開発されていない弱さもあるわけですね。そうしますと、患者の立場から言いますと、北海道の病院にかかりたいと言ってみても、やっぱり患者自身が、あるいは家族自身が安心するためには東大まで出でこなきやならないという、そういう悩み、問題点があるわけです。しかし、それでもあるからこのナルコレプシーについては一応の対応ができる、幸いにできているわけです。その意味で、東大の精神衛生科というのは私は貴重な存在だと思うのです。

そこでお伺いをしたいと思いましては、一番ベターな方法としては、難病なり何なり、法律の上

あるいは別表の上で指定をされるということ、一番望ましいわけですから、いままで取り扱いの科が何になるかがはつきりしないような状況の中ですから、とりあえずの措置としては、たとえば調査研究のチームの中に入れ、あるいはまた一步前に出て、今度は治療研究のグループの中にならコレブシーを入れてもらうということになります。

○政府委員(田中明夫君) 先ほども申し上げましたように、現在厚生省といたしましては、ナルコレブシーを精神病の一つといふうに考えて、精神衛生対策の中でその医療等を対処しているところなんどござります。したがいまして、ただいま

御質問の点に関しましては、御案内のように難病のうち、いわゆる特定疾患ということで取り上げております。疾病は、原因不明、治療方法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれのが少なくない疾患といふことになつております。確かにナルコレブシーは原因不明のものが多く、また治療方法は現在のところもっぱら対症療法ということになります。病といふことになつておりますが、この特定疾患として取り上げる疾病といたしまして、さらに条件がございまして、すでに別個の対策が行われている成人病、精神障害等については特定疾患対策の対象から除外するというふうに決められておりますので、現在ナルコレブシーにつきましては精神病対策の一環として厚生省は取り扱っております。難病の特定疾患として取り扱うというふうには考えてないわけでございます。

○鶴山篤君 確かに特定疾患としての定義があることは十分承知をします。

それから、このナルコレブシーについても原因不明ですね。普通の場合には治療方法として手術するとか何とかいう方法があるのですが、これもいまのところ薬だけの対症療法。あるいは研究開発が進めば手術という、そういう段階までいくかも知らない。その可能性を持つていてる問題だと思います。それと同時に、専門的な専門医のところから、余り定義を狭義に解釈しないで、もう少し前向きに、あるいはもっと弾力的にその点は考え直すことはできないのです。

私はなぜこの問題を取り上げたかといいますと、私はかつて国鉄におった者なんですが、それとも、電車運転、運転手の機能検査といふのは非常に戦しい。それは旅客の人命なり財産の安全輸送の点は飛行機の運航乗務員についても同じことが言えるわけです。しかし、世間に車が三千五百

万台もあつて、ベーバードライバーを含めて三千七百万人がドライバーの免許を持っているわけであります。

○鶴山篤君 大臣、私はいろんなものもそうですね。私が先ほど指摘をしましたように、プロであります。

思はんすけれども、早期発見、早期治療といふべきバスの運転手なり、あるいはトラックの運転手で、ついこのナルコレブシーであるといふことがわからぬじまいに交通事故を起こしている例が再三再四あるわけです。車社会のことを考えますと、しきくし定期でこの問題を片づけることは少しそ問題があり過ぎる。車社会なりあるいはオートマ化された社会に十分に対応し機能するためには、もっとこの種の問題について重視をしてしかるべきだと、そういうふうに状況を考えますので、単に顕在化している患者の数が非常に少ないから、いまのところそれほど大きい問題が起きていないじゃないかというふうにたかをくくりますと、これは車社会の中では大変な問題だと思う。

ですから、もう少し高度な判断から、このナルコレブシーの取り扱いについて、あるいは東大病院をどういうふうに医療機関として位置づけるかという問題を含めて、もっと私は真剣に考えてもらうべき性質の課題だというふうに考えるのです。もう一度その点明らかにもらいたい。

○政府委員(田中明夫君) 厚生省がナルコレブシーを難病の特定疾患として取り扱えないといふのは、別にこれを軽視しているからではございませんでして、先ほど申し上げましたように、がん

の問題です。

○鶴山篤君 あるいは循環器疾患等の成人病その他個別の対策が講じられているものについては難病の特定疾患として取り上げないと、すなわち別に

せんでして、先ほど申し上げましたように、がん

の問題です。

○政府委員(田中明夫君) あるいは循環器疾患等の成人病その他個別の対策が講じられているものについては難病の特定疾患として取り上げないと、すなわち別に

せんでして、先ほど申し上げましたように、がん

の問題です。

○鶴山